

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 子育て支援課

許認可等の内容	児童手当の支給認定	こ No. 5
---------	-----------	---------

根拠法令及び条項		児童手当法第7条
	関係条項	児童手当法第4条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>(支給要件) 第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。</p> <p>一 施設入所等児童以外の児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの</p> <p>二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）</p> <p>三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの</p> <p style="text-align: right;">(裏面へ)</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 4月 1日設定 平成24年 3月 1日変更（※法律の施行に伴う改正） 平成25年 3月 1日変更（※法律の施行に伴う改正） 令和7年10月 1日変更（※制度改正による改正）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 30日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成22年 4月 1日設定 平成24年 3月 1日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 子育て支援課

許認可等の内容	児童手当の支給認定	こ No. 5
---------	-----------	---------

(裏面)

審査基準	<p>四 施設入所等児童に対し児童自立生活援助を行う者、施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは女性自立支援施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者</p> <p>2 前項第一号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>3 第一項第一号又は第二号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>4 前二項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>基準 (未設定の場合はその理由)</p>
------	--

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

こども未来部 子育て支援課

不利益処分の内容	支給の差止め	こ No. 7
----------	--------	---------

処分基準	根拠法令及び条項	児童手当法第11条
	関係条項	児童手当法第26条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第26条（2参照）の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。</p> <p>2 第26条の規定 (届出)</p> <p>第26条 第8条第1項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者（個人である場合に限る。）は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の6月1日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。</p> <p>2 第8条第1項の規定により児童手当の支給を受けている施設等受給資格者（個人である場合に限る。）は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、その年の6月1日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。</p> <p>3 児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、前2項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長（第17条第1項の規定によって読み替えられる第7条の認定をする者を含む。以下同じ。）に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 4月 1日設定 平成24年 3月 1日変更（※根拠法令及び条項の整理） 平成25年 3月 1日変更（※根拠法令及び条項の整理） 令和 7年10月 1日変更（※制度改正による改正）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 子育て支援課

許認可等の内容	未支払手当の請求	こ No. 8
---------	----------	---------

根拠法令及び条項		児童手当法第12条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 児童手当の一般受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童手当（その者が監護していた児童であった者に係る部分に限る。）で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、当該児童であった者にその未支払の児童手当を支払うことができる。</p> <p>2 施設入所等児童が第3条第3項各号に掲げる児童に該当しなくなつた場合において、当該施設入所等児童が委託されていた施設等受給資格者又は当該施設入所等児童が入所若しくは入院をしていた障害児入所施設等に係る施設等受給資格者に支払うべき児童手当（当該施設入所等児童であった者に係る部分に限る。）で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、当該施設入所等児童であった者にその未支払の児童手当を支払うことができる。</p> <p>3 前項の規定による支払があったときは、当該施設等受給資格者に対し当該児童手当の支給があつたものとみなす。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 4月 1日設定 平成24年 3月 1日変更（※根拠法令及び条項の整理） 平成25年 3月 1日変更（※根拠法令及び条項の整理） 令和7年10月 1日変更（※制度改正による改正）
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	標準処理期間 総日数 30日（休日は含まない。）	
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	設定等年月日 平成22年 4月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

こども未来部 子育て支援課

不利益処分の内容	不正利得の徴収	こ No. 9
----------	---------	---------

根拠法令及び条項		児童手当法第14条
処分基準	関係条項	
		<p>1 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、地方税の滞納処分の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>
	基準 (未設定の場合 はその理由)	
	参考事項	
設定等年月日	平成22年 4月 1日設定 平成24年 3月 1日変更(※根拠法令及び条項の整理) 平成25年 3月 1日変更(※根拠法令及び条項の整理) 令和 7年10月 1日変更(※制度改正による改正)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 子育て支援課

許認可等の内容	児童扶養手当の支給認定	こ No. 16
---------	-------------	----------

根拠法令及び条項		児童扶養手当法第6条
	関係条項	児童扶養手当法第4条
審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 市長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。</p> <p>(1) 次のイからリまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 父母が婚姻を解消した児童 ロ 父が死亡した児童 ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童 ニ 父の生死が明らかでない児童 ホ 父が引き続き1年以上遺棄している児童 ヘ 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十条第一項の規定による命令を受けた児童 ト 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 チ 母が婚姻によらないで懐胎した児童 リ その他、イ～チに該当するかどうかが明らかでない児童 <p>(2) 次のイからリまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 父父母が婚姻を解消した児童 ロ 母が死亡した児童 ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童 ニ 母の生死が明らかでない児童 ホ 母が引き続き1年以上遺棄している児童 ヘ 母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十条第一項の規定による命令を受けた児童 ト 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 チ 母が婚姻によらないで懐胎した児童 リ その他、イ～トに該当するかどうかが明らかでない児童
		(裏面1へ)
参考事項		
設定等年月日	平成15年10月 1日設定 平成22年 8月 1日変更（※制度改正による改正） 平成26年 3月 1日変更（※制度改正による改正）	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 30日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成15年10月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 子育て支援課

許認可等の内容	児童扶養手当の支給認定	こ No. 16
---------	-------------	----------

(裏面1)

審査基準	<p>基準 (未設定の場合 はその理由)</p> <p>(3) 第1号イからリまでのいずれかに該当する児童の母が監護しない場合若しくは同号イからからリまでのいずれかに該当する児童（同号口に該当する者を除く。）の母がない場合であって、当該母以外の者が当該児童を養育する（児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することを言う。以下同じ。）とき、前号イからリまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合（父がない場合を除く。）若しくは同号イからリまでのいずれかに該当する児童（同号口に該当する者を除く。）の父がない場合であって、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であって、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当であっては児童が第1号から第8号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあっては児童が第1号から第4号まで又は第10号から第13号までのいずれかに該当するとき、養育者に対する手当にあっては児童が第1号から第7号まで又は第9号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。</p> <p>(1) 日本国に住所を有しないとき。</p> <p>(2) 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</p> <p>(3) 父又は母の死亡について労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付（以下この項において「遺族補償等」という。）を受けることができる場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。</p> <p>(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項に規定する里親に委託されているとき。</p> <p>(5) 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。</p> <p>(6) 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。</p> <p>(7) 母の配偶者（前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき。</p> <p>(8) 父の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる母の監護を受けている場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。</p>
------	--

(裏面2へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 子育て支援課

許認可等の内容	児童扶養手当の支給認定	こ No. 16
---------	-------------	----------

(裏面2)

審査基準	<p>基準 (未設定の場合 はその理由)</p> <p>(9) 父又は母の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる者の養育を受けている場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。</p> <p>(10) 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。</p> <p>(11) 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。</p> <p>(12) 父の配偶者（前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。）に養育されているとき。</p> <p>(13) 母の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしている場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあっては当該母が、父に対する手当にあっては当該父が、養育者に対する手当にあっては当該養育者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 日本国に住所を有しないとき。</p> <p>(2) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</p>
------	--

不利益処分に関する処分基準 個票

こども未来部 子育て支援課

不利益処分の内容	受給資格者の所得による支給の制限	こ No. 17
----------	------------------	----------

根拠法令及び条項		児童扶養手当法第9条
	関係条項	児童扶養手当法施行令第2条の3から第4条まで
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 手当は、受給資格者（第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。）の前年の所得が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したもの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。</p> <p>2 受給資格者が母である場合であってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払をうけたとき、又は受給資格者が父である場合であってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、政令で定めるところにより、受給資格者が当該費用の支払を受けたものとみなして、前項の所得の額を計算するものとする。</p>
参考事項		
設定等年月日	平成15年10月 1日設定 平成23年 2月 1日変更（※制度改正による変更） 平成 年 月 日変更（※）	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

こども未来部 子育て支援課

不利益処分の内容	受給資格者の所得による支給の制限	こ No. 18
----------	------------------	----------

9 根拠法令及び条項		児童扶養手当法第9条の2
	関係条項	児童扶養手当法施行令第2条の4 第4項、第3条及び第4条
	処分基準	1 手当は、受給資格者（前条第1項に規定する養育者に限る。以下の条において同じ。）の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。
基準 (未設定の場合 はその理由)		
参考事項		
設定等年月日	平成15年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

こども未来部 子育て支援課

不利益処分の内容	扶養義務者の所得による支給の制限	こ No. 19
----------	------------------	----------

根拠法令及び条項	
	児童扶養手当法第10条
	関係条項 児童扶養手当法施行令第2条の4第5項、第3条及び第4条
処分基準 基準 (未設定の場合 はその理由)	
	1 父又は母に対する手当は、その父又は母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその父もしくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。
参考事項	
設定等年月日	平成15年10月 1日設定 平成23年 2月 1日変更（※制度改正による変更） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

こども未来部 子育て支援課

不利益処分の内容	養育者の配偶者又は養育者の扶養義務者の所得による支給の制限	こ No. 20
----------	-------------------------------	----------

根拠法令及び条項	
関係条項	児童扶養手当法第11条
処分基準	<p>1 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。</p> <p>基準 (未設定の場合 はその理由)</p>
参考事項	
設定等年月日	平成15年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

こども未来部 子育て支援課

不利益処分の内容	届出等をしないことによる支払の差止め	こ No. 22
----------	--------------------	----------

処分基準	根拠法令及び条項	児童扶養手当法第15条
	関係条項	児童扶養手当法第28条第1項
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第28条第1項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。 2 第28条第1項の規定 手当の支給を受けている者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事等に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成15年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 子育て支援課

許認可等の内容	未支払の手当の請求	こ No. 23
---------	-----------	----------

根拠法令及び条項		児童扶養手当法第16条
	関係条項	児童扶養手当法第4条
審査基準 基準 (未設定の場合 はその理由)		<p>1 手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その者が監護し、又は養育していた2から4までに定める要件に該当する児童にその未支払の手当を支払うことができる。</p> <p>2 市長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。</p> <p>(1) 次のイからリまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 父母が婚姻を解消した児童 ロ 父が死亡した児童 ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童 ニ 父の生死が明らかでない児童 ホ 父が引き続き1年以上遺棄している児童 ヘ 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十一条第一項の規定による命令を受けた児童 ト 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 チ 母が婚姻によらないで懐胎した児童 リ その他、イ～チに該当するか明らかでない児童 <p>(2) 次のイからリまでのいずれかに該当する児童の父親が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 父母が婚姻を解消した児童 ロ 母が死亡した児童 ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童 ニ 母の生死が明らかでない児童 ホ 母が引き続き1年以上遺棄している児童
(裏面1へ)		
参考事項		
設定等年月日	平成15年10月 1日設定 平成22年 8月 1日変更（※制度改正による変更） 平成 年 月 日変更（※）	
標準処理期間 標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 30日（休日は含まない。）	
設定等年月日	平成15年10月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 子育て支援課

許認可等の内容	未支払の手当の請求	こ No. 23
---------	-----------	----------

(裏面1)

審査基準	<p>基準 (未設定の場合 はその理由)</p> <p>ヘ 母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条第一項の規定による命令を受けた児童 ト 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 チ 母が婚姻によらないで懐胎した児童 リ その他、イ～トに該当するか明らかでない児童 (3) 第1号イからリまでのいずれかに該当する児童の母が監護しない場合若しくは同号イからリまでのいずれかに該当する児童(同号口に該当する者を除く。)の母がない場合であって、当該母以外の者が当該児童を養育する(児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することを言う。以下同じ。)とき、前号イからリまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合(父がない場合を除く。)若しくは同号イからリまでのいずれかに該当する児童(同号口に該当する者を除く。)の父がない場合であって、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であって、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者 2 前項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当であっては児童が第1号から第8号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあっては児童が第1号から第4号まで又は第10号から第13号までのいずれかに該当するとき、養育者に対する手当にあっては児童が第1号から第7号まで又は第9号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。 (1) 日本国に住所を有しないとき。 (2) 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 (3) 父又は母の死亡について労働基準法(昭和22年法律第49号)の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付(以下この項において「遺族補償等」という。)を受けることができる場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。 (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第1項に規定する里親に委託されているとき。 (5) 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。 (6) 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。 (7) 母の配偶者(前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。)に養育されているとき。 (8) 父の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる母の監護を受けている場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。</p>
	(裏面2へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 子育て支援課

許認可等の内容	未支払の手当の請求	こ No. 23
---------	-----------	----------

(裏面2)

審査基準	<p>基準 (未設定の場合 はその理由)</p> <p>(9) 父又は母の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる者の養育を受けている場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。</p> <p>(10) 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。</p> <p>(11) 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。</p> <p>(12) 父の配偶者（前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。）に養育されているとき。</p> <p>(13) 母の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしている場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあっては当該母が、父に対する手当にあっては当該父が、養育者に対する手当にあっては当該養育者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 日本国に住所を有しないとき。</p> <p>(2) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</p>
------	--

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 子育て支援課

許認可等の内容	遺児手当の支給認定	こ No. 37
---------	-----------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市遺児手当支給条例第5条
	関係条項	鹿沼市遺児手当支給条例第3条
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 市は、日本国民であって、鹿沼市内に住所を有する次の各号のいずれかに掲げる者に対し、遺児手当（以下「手当」という。）を支給する。</p> <p>(1) 父母の一方が死亡した児童を監護する当該児童の父又は母で現に配偶者を有しない者</p> <p>(2) 父母の一方が死亡した児童を父若しくは母が監護しない場合は、当該児童を養育（父母以外の者が、その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）する者又は当該児童を養育する者がいない場合は、当該児童のうち年長の者</p> <p>(3) 父母が死亡した児童を養育する者又は当該児童を養育する者がいない場合は、当該児童のうち年長の者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。</p> <p>(1) 日本国民でないとき。</p> <p>(2) 栃木県内に住所を有しないとき。</p> <p>(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する里親に委託されているとき。</p> <p>(4) 児童福祉法等に規定する児童福祉施設等のうち、市長の規定するものに入所又は入院しているとき。</p>
参考事項		
設定等年月日	平成 9年10月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※） 平成 年 月 日 変更（※）	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成 9年10月 1日 設定 平成 15年10月 1日 変更（※標準処理期間の短縮） 平成 年 月 日 変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

こども未来部 子育て支援課

不利益処分の内容	支給の制限	こ No. 38
----------	-------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市遺児手当支給条例第8条及び附則第6項
	関係条項	地方税法 鹿沼市遺児手当支給条例施行規則
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 手当は、第3条に定める支給要件に該当する者が、前年における所得につき、地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市民税のうち所得割を課せられているときは、その年の6月から翌年の5月までは、支給しない。</p> <p>2 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>(1) 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。</p> <p>(2) 受給資格者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>3 1の規定の適用については、当分の間、地方税法の規定により決定した市民税の所得割の額から、15歳以下の者を扶養している者にあっては当該15歳以下の者1人当たり1万9,800円を、16歳から18歳までの者を扶養している者にあっては当該16歳から18歳までの者1人当たり7,200円をそれぞれ減じた額を同項の所得割とみなす（平成23年以後の所得に係る地方税法に規定する市民税について適用する。）。</p>
	参考事項	
設定等年月日	平成9年10月1日設定 平成25年3月1日変更（※市民税の年少扶養控除等の廃止に伴う特定措置） 平成 年 月 日変更（※）	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

こども未来部 子育て支援課

不利益処分の内容	助成金の返還	こ No. 46
----------	--------	----------

処分基準	根拠法令及び条項	鹿沼市こども医療費助成に関する条例第8条
	関係条項	鹿沼市こども医療費助成に関する条例第5条及び第6条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 市長は、偽りその他不正な行為により第5条（2参照）又は第6条（3参照）の規定による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>2 第5条の規定 (現物給付による助成) 第5条 市長は、対象のこどもが栃木県内に所在する医療機関等において保険給付を受けた場合には、当該医療機関等に対し、当該保険給付に係る一部負担金等の額に相当する額を、当該医療機関等の請求に基づき支払うものとする。ただし、当該医療機関等が受給資格者から一部負担金等の支払を受けている場合は、この限りでない。</p> <p>3 第6条の規定 (償還払いによる助成) 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受給資格者の申請に基づき、保険給付に係る一部負担金等の額に相当する額を当該受給資格者に支払うものとする。</p> <p>(1) 対象のこどもが栃木県内に所在する医療機関等以外の医療機関等において保険給付を受けた場合</p> <p>(2) 前条本文に規定する場合において、やむを得ない事由により、受給資格者が一部負担金等を医療機関等に支払った場合</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成18年 4月 1日変更（※現物支給に伴う改正） 平成25年 3月 1日変更（※制度改正による改正） 令和 7年10月 1日変更（※制度改正による改正）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 子育て支援課

許認可等の内容	受給資格の登録	こ No. 47
---------	---------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市こども医療費助成に関する条例施行規則第2条
関係条項		鹿沼市こども医療費助成に関する条例第3条 国民健康保険法第116条の2 生活保護法
基準 (未設定の場合はその理由)		<p>受給資格者</p> <p>1 この条例に定める医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、市長の登録（以下「登録」という。）を受けた者とする。</p> <p>2 登録を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請をしなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申請があった場合には、当該申請をした者が医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であって次のいずれかに該当すること（以下「対象のこども」という。）の保護者であるときは、登録をしなければならない。ただし、既に当該対象のこどもに係る登録がされているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本市の区域内に住所を有するこども（国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となるこども、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているこども及び他の法令等により医療費の給付の全部を受けることができるこどもを除く。）</p> <p>(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者となるこども</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに掲げる者について登録をすることができる。</p> <p>(1) 鹿沼市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（昭和50年鹿沼市条例第12号）第2条第5項に規定する受給資格者である保護者</p> <p>(2) 鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和48年鹿沼市条例第16号）第3条に規定する助成対象者の保護者</p> <p>5 市長は、登録をした場合には、こども医療費受給資格者証を受給資格者に交付するものとする。</p>
参考事項		
設定等年月日		平成9年10月1日設定 平成18年1月1日変更（※助成対象年齢の引上げ） 平成18年4月1日変更（※国保の住所地特例に準じる改正） 平成25年3月1日変更（※助成対象者となる条件の追加） 令和7年10月1日変更（※制度改正による改正）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 20日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成9年10月1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 子育て支援課

許認可等の内容	助成の申請	こ No. 49
---------	-------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市こども医療費助成に関する条例施行規則第6条第1項
	関係条項	鹿沼市こども医療費助成に関する条例第5条及び第6条
	基準 (未設定の場合 はその理由) 参考事項	<p>1 第6条(2参照)に規定する助成を受けようとするときは、こども医療費助成申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第6条の規定 (償還払いによる助成)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受給資格者の申請に基づき、保険給付に係る一部負担金等の額に相当する額を当該受給資格者に支払うものとする。</p> <p>(1) 対象のこどもが栃木県内に所在する医療機関等以外の医療機関等において保険給付を受けた場合</p> <p>(2) 前条本文に規定する場合において、やむを得ない事由により、受給資格者が一部負担金等を医療機関等に支払った場合</p>
審査基準	設定等年月日	
	平成 9年10月 1日設定 平成18年 4月 1日変更(※現物支給に伴う改正) 平成25年 3月 1日変更(※制度改正による改正) 令和 7年10月 1日変更(※制度改正による改正)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 60日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 子育て支援課

許認可等の内容	受給資格者証の申請	こ No. 53
---------	-----------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市妊産婦医療費助成に関する条例施行規則第2条
関係条項		鹿沼市妊産婦医療費助成に関する条例第3条 国民健康保険法第116条の2 生活保護法
基準 (未設定の場合はその理由)		<p>1 助成対象者 この条例に定める医療費の助成の対象となる者は、医療保険各法による被保険者又は被扶養者で、次のいずれかに該当する妊産婦のうち、市長が交付する妊産婦医療費受給資格者証を有する者とする。</p> <p>(1) 鹿沼市の区域内に住所を有する妊産婦（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。） (2) 国民健康保険法第116条の2の規定により鹿沼市が行う国民健康保険の被保険者となる者</p>
参考事項		
設定等年月日		平成 9年10月 1日設定 平成19年 4月 1日変更（※国保の住所地特例に準じる改正） 平成 年 月 日変更（※）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 20日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 子育て支援課

許認可等の内容	助成の申請	こ No. 55
---------	-------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市妊産婦医療費助成に関する条例施行規則第5条第1項
審査基準	関係条項	鹿沼市妊産婦医療費助成に関する条例第4条及び第5条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 市長は、前条に定める助成対象者が受けた保険給付につき一部負担金等を支払った場合においては、当該支払額に相当する額を助成するものとする。</p> <p>2 1の助成は、助成対象者からの申請に基づき行うものとする。</p> <p>3 2の申請は、助成対象者が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。</p>
	参考事項	
設定等年月日	平成 9年10月 1日設定	
	平成 年 月 日変更(※))
標準処理期間	平成 年 月 日変更(※))
	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 60日(休日は含まない。)
設定等年月日	平成 9年10月 1日設定	
	平成 年 月 日変更(※))
	平成 年 月 日変更(※))

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

こども未来部 子育て支援課

不利益処分の内容	助成金の返還	こ No. 58
----------	--------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第7条
	関係条項	鹿沼市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第5条
		<p>1 市長は、偽りその他不正な行為により第5条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>2 第5条の規定</p> <p>(1) 市長は、第3条に定める助成対象者が受けた保険給付につき一部負担金を支払った場合においては、当該支払額に相当する額を助成するものとする。</p> <p>3 返還の対象となる場合は、次のようなものが挙げられる。</p> <p>(1) 加入保険の変更により保険診療の一部負担金に差異が生じた場合</p> <p>(2) 保険診療以外の一部負担金等</p> <p>(3) 医療保険各法による給付制限のあるもの及び第三者の行為による医療で損害賠償請求権により第三者から損害賠償を受けたとき（交通事故等）</p>
処分基準 基準 (未設定の場合 はその理由)		
参考事項		
設定等年月日	平成 9年 10月 1日設定 平成22年 8月 1日変更(※制度改正による変更) 平成25年 3月 1日変更(※制度改正による変更)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 子育て支援課

許認可等の内容	受給資格者証の申請	こ No. 59
---------	-----------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第3条
関係条項		鹿沼市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第3条、第4条 国民健康保険法第116条の2 高齢者の医療の確保に関する法律第55条
基準 (未設定の場合 はその理由)		<p>1 助成対象者</p> <p>この条例に定める医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、ひとり親家庭の親及び子であって医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、次の各号のいずれかに該当する者の内、市長が交付する受給資格者証に助成対象者として記載されているものとする。</p> <p>(1) 本市の区域内に住所を有するもの（国民健康保険法第116条の2の規定により他の市と市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者を除く。）</p> <p>(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者となる者</p> <p>(3) 本市の区域内に住所を有していたと認められることにより、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者</p> <p>2 適用除外</p> <p>前条の規定にかかわらず、受給資格者、助成対象者、扶養義務者又は受給資格者の配偶者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成しない。</p> <p>(1) 受給資格者の所得が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条又は第9条の2の規定による支給制限に該当するとき。</p> <p>(2) 扶養義務者又は受給資格者の配偶者の所得が、児童扶養手当法第10条又は第11条の規定による支給制限に該当するとき。</p> <p>(3) 助成対象者が、生活保護法（昭和25年法律第144条）又はその他法令等により医療費の給付の全部を受けることができるとき。</p>
参考事項		
設定等年月日		平成 9年10月 1日設定 平成14年12月26日変更（※医療保険各法の改正に伴うもの） 平成18年 4月 1日変更（※国保の住所地特例に準じる改正） 平成20年 4月 1日変更（※後期高齢者医療制度の施行に伴う改正） 平成22年 8月 1日変更（※制度改正に伴う変更）
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 30日（休日は含まない。）
標準処理期間 設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成15年10月 1日変更（※処理期間の短縮） 平成 年 月 日変更（※）))

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 子育て支援課

許認可等の内容	助成の申請	こ No. 61
---------	-------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第7条
審査基準	関係条項	鹿沼市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第5条及び第6条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 市長は、第3条に定める助成対象者が受けた保険給付につき一部負担金を支払った場合においては、当該支払額に相当する額を助成するものとする。</p> <p>2 前条の助成は、助成対象者の申請に基づいて行うものとする。申請は、助成対象者が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成22年 8月 1日変更(※制度改正による変更) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 60日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 子育て支援課

許認可等の内容	養育医療の給付等	こ No. 69
---------	----------	----------

審査基準	根拠法令及び条項	母子保健法第20条第1項
	関係条項	母子保健法第20条第2項及び第3項
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。</p> <p>2 1の費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。</p> <p>3 養育医療の給付の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 医学的処置、手術及びその他の治療 (4) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 移送 <p>令和5年6月16日こ成母第78号 第2次改正 令和6年12月2日こ成母第714号</p> <p>未熟児養育事業の実施について</p> <p>第二 未熟児養育対策</p> <p>二 未熟児養育医療</p> <p>(一) 対象</p> <p>養育医療の対象は、母子保健法第6条第6項に規定する未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めたものとすること。</p>
	参考事項	
設定等年月日	平成25年 4月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成25年 4月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。